

## ○聴聞及び意見の聴取を主宰する警察職員 並びに弁明を録取することができる警察 職員の名指に関する訓令 (平成6.9.28 鹿兒島県警察本部訓令21)

題名…改正(平成12.11訓令18)

改正 前略…平成27.2訓令4

(趣旨)

第1条 この訓令は、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第26号。以下「聴聞規則」という。)第3条第2項の規定に基づく聴聞、道路交通法の規定に基づく意見の聴取及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第27号。以下「意見の聴取規則」という。)第3条の規定に基づく意見の聴取及びストーカー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第19号)第2条の規定に基づく意見の聴取を主宰する警察職員並びに聴聞規則第21条及び意見の聴取規則第14条第2項の規定に基づく弁明を録取することができる警察職員の名指に関し、必要な事項を定めるものとする。

本条…一部改正(平成12.11訓令18)

(公安委員会が行う聴聞又は意見の聴取を主宰する警察職員)

第2条 公安委員会が行う聴聞又は意見の聴取を主宰する警察職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)、自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和37年法律第145号)及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)の規定により行う聴聞又は意見の聴取
    - ア 交通部長の職にある者
    - イ 交通部参事官の職にある者
    - ウ 交通部に所属する警視以上の階級にある警察官
    - エ その他の本部長が指名する者
  - (2) その他の法令(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法
- (鹿兒島警37)・

第1編 公安委員会 聴聞及び意見の聴取を主宰する警察職員並びに弁明を録取することができる警察職員の指名に関する訓令

律第77号)を除く。)の規定により行う聴聞又は意見の聴取

- ア 生活安全部長の職にある者
- イ 生活安全部参事官の職にある者
- ウ 生活安全部生活安全企画課長の職にある者
- エ その他本部長が指名する者

本条…一部改正(平成7.12訓令19、8.12訓令21、12.11訓令18、14.5訓令17、17.3訓令11、27.2訓令4)

(本部長の行う聴聞又は意見の聴取を主宰する警察職員)

第3条 本部長の行う聴聞又は意見の聴取を主宰する警察職員は、次に掲げる者とする。

- (1) 交通部免許管理課長の職にある者
- (2) 交通部免許管理課交通聴聞官の職にある者
- (3) その他本部長が指名する者

本条…一部改正(平成12.11訓令18)

(弁明を録取することができる警察職員)

第4条 聴聞規則第21条第1項又は意見の聴取規則第14条第2項の規定により弁明を録取することができる警察職員は、巡查部長以上の階級にある警察官とする。

本条…一部改正(平成12.11訓令18)

附 則

- 1 この訓令は、平成6年10月1日から施行する。
- 2 聴聞および弁明の機会の供与に関する規則に基づく行政庁の指名及び指定する職員に関する訓令(昭和43年鹿児島県警察本部訓令第2号)は、廃止する。

附 則 (平成7.12.14訓令19)

この訓令は、平成7年12月20日から施行する。

附 則 (平成8.12.11訓令21)

この訓令は、平成9年1月1日から施行する。

附 則 (平成12.11.21訓令18)

この訓令は、平成12年11月24日から施行する。

附 則 (平成14.5.31訓令17)

この訓令は、平成14年6月1日から施行する。

附 則 (平成17.3.22訓令11抄)

(施行期日)

第1編 公安委員会 聴聞及び意見の聴取を主宰する警察職員並びに弁明を  
録取することができる警察職員の指名に関する訓令

---

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。〔以下略〕

附 則 (平成27.2.23訓令4)

この訓令は、平成27年3月16日から施行する。